夫婦別姓も選べる社会へ

特集 すいよう

国際女性デーの８日、夫婦別姓を認めない法制度は違憲として、北海道、東京都、長野県に住む事実婚夫婦ら６組12人が国家賠償などを求めて、札幌、東京両地裁に「第３次選択的夫婦別姓訴訟」を提起します。過去２回、別の原告らが、同様の訴訟を今回と同じ弁護団によってたたかっています。過去の訴訟では裁判官の多数が合憲判断をする一方、合わせて10人の裁判官が違憲の意見を出しています。その実績を踏まえ、提訴にのぞむ原告らに思いを聞きました。（武田恵子）

選択的夫婦別姓訴訟（第１～第３次）の経緯

1996年２月　法制審議会が選択的夫婦別姓を含む民法改正案要綱を法相に答申

第１次訴訟

2011年２月　東京都、富山県、京都府の５人が夫婦別姓を認めない民法の規定は違憲として、国家賠償を求め東京地裁に提訴

2015年12月　最高裁大法廷が民法の規定を合憲と初判断。裁判官15人のうち５人が違憲（24条違反）、１人が国家賠償を認める

違憲　岡部喜代子裁判官
違憲　桜井龍子裁判官
違憲　鬼丸かおる裁判官
違憲　木内道祥裁判官
違憲　山浦善樹裁判官（国家賠償も認める）

第２次訴訟

2018年３月　東京都と広島県の事実婚の夫婦４組が別姓のまま婚姻届を受理するよう家事審判を申し立てる。５月、東京都と広島県の事実婚夫婦らが別姓を認めない民法と戸籍法の規定は違憲と提訴。６月、海外で別姓結婚した夫婦が日本での婚姻の成立と戸籍記載を求めて提訴

2021年４月　東京地裁が海外で別姓結婚した夫婦の日本での婚姻の成立を認める（確定）

６月　最高裁大法廷が、東京都の事実婚夫婦３組の家事審判申し立てを棄却。15人の裁判官のうち３人は受理を認める判断、４人は民法と戸籍法の規定は違憲と判断

違憲　三浦守裁判官
違憲　宮崎裕子裁判官（受理を認める）
違憲　宇賀克也裁判官（受理を認める）
違憲　草野耕一裁判官（受理を認める）

2022年３月　最高裁第３小法廷が、東京都と広島県の事実婚夫婦らの国賠請求を棄却。５人の裁判官のうち２人は違憲と判断

違憲　渡辺恵理子裁判官
違憲　宇賀克也裁判官

第３次訴訟

2024年３月８日　東京都、長野県、北海道の事実婚夫婦ら６組12人が民法と戸籍法の規定を違憲として国家賠償などを求め札幌、東京両地裁に提訴へ

※他にも18年１月、IT企業の男性社長ら４人が別姓を認めない戸籍法の規定は違憲と提訴し、21年６月、最高裁第１小法廷が訴えを退けるなど、訴訟が相次いでいる

第３次訴訟 原告の思い―

それぞれの人格尊重するため

原告となる内山由香里さん（右）と小池幸夫さん（本人提供）

第３次訴訟原告（東京地裁に提訴）
内山由香里さん
小池　幸夫さん

「結婚したら女性が名字を変えるのが当たり前という感覚がありました」。第３次別姓訴訟の原告となる長野県の小池幸夫さん（66）は、同じく原告となる妻の内山由香里さん（56）と婚約した当時のことを振り返ります。内山さんは望まない改姓をして結婚。通称使用をしますが、自分の存在を公的に証明する運転免許証などの姓を変更せざるを得なくなり、不快感や喪失感を突き付けられることに。２人は教員で同僚。小池さんは「妻と話し合い、本を読む中で、本当の意味での両性の平等が実現していないと感じるようになりました」。

生まれた子どもが入退院を繰り返し、内山さんが仕事をやめようかと悩んだ時期がありました。そのとき小池さんが、６カ月の介護休暇をとり、内山さんは仕事を続けることができました。「夫には本当に感謝しています」

長男が誕生したあと、内山さんの姓を戻すためにペーパー離婚。長女、次女の誕生のさいは法律上夫婦の子とするために婚姻届を出し、後に離婚。望まない改姓をさけるための事実婚は「夫婦それぞれの人格を尊重するため」と小池さんは語ります。昨年春リタイアし、訴訟に注げる時間も増えました。

地方議会の意見書可決に奮闘

選択的夫婦別姓推進の議会意見書可決が広がる北海道十勝地方

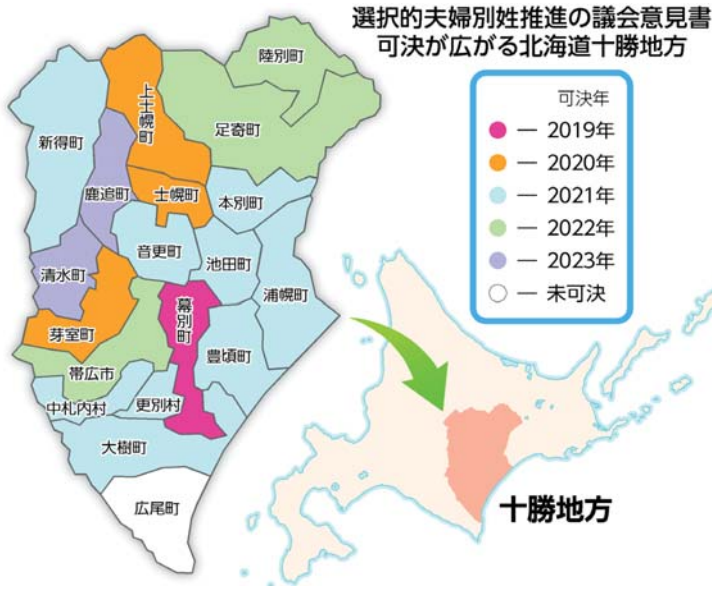

「子どもは４歳になりました」と上田めぐみさん

第３次訴訟原告（東京地裁に提訴）
上田めぐみさん

「第３次別姓訴訟があれば私が原告になる。今度こそ歴史を変えたい」。第２次訴訟で最高裁大法廷が別姓を認めない民法を合憲と判断した2021年６月、すでにこんな決意を固めていた人がいます。東京都葛飾区に住む上田めぐみさん（46）です。

結婚しても姓は変えたくないと中学生のころから思い続けてきました。今回、原告となる原田仁さん（51）と13年に事実婚。選択的夫婦別姓推進の地方議会の意見書可決のとりくみに力を入れ、都内をはじめ、生まれ故郷の北海道十勝地方にも足を運びました。幕別町に住む父の上田昭夫さんと力をあわせ、30を超える地方議会への請願・陳情にかかわってきました。

「改姓の不利益を理解する議員が増えていきました」。上田めぐみさんの確信です。

この人誰？突っ込みたくなる

恩地いづみさん

元原告（第２次訴訟）
恩地いづみさん

「判決文を読み返すたびに、この人誰？と突っ込みを入れたくなります」。広島市在住の恩地いづみさんは、みずから原告となった第２次別姓訴訟の広島地裁・高裁の両判決文の被告・被控訴人の名前に疑問を呈します。両判決が出た2019年～20年当時の法相は森雅子参院議員。ところが、判決文では「被告　国　代表者法務大臣　三好雅子」と記名されています。

第１次別姓訴訟の最高裁大法廷の判決（15年12月）の多数意見は、改姓による不都合は旧姓の「通称使用が広まることにより一定程度は緩和される」という理由をあげて、別姓を認めない民法の規定を「合憲」としました。判決では、多数意見に３人の女性裁判官が反論しています。「通称は便宜的なもので、使用許諾、許される範囲等は定まっているわけでもなく、現在のところ公的な文書には使用できない場合があるという欠陥がある上、通称名と戸籍名の同一性という新たな問題を惹起（じゃっき）することになる」

経済界も実現を要求

田村委員長　国会で質問

経団連の十倉雅和会長（２月13日、記者会見）

「選択的夫婦別姓制度の導入に賛成である。海外訪問時にパスポート上の戸籍名と旧姓の不一致によるトラブルが生じる、改姓後に旧姓時代の研究論文の実績が認識されないといった弊害も耳にする。政府には、女性活躍や多様な働き方を推進する方策の一丁目一番地として制度の導入を検討してほしい。経団連は、2024年度上期中に提言を公表すべく検討を進めている」

◇

日本共産党の田村智子委員長の質問（２月２日、参院本会議）

「若い世代を中心に市民社会は、選択的夫婦別姓に賛成が多数です。経済界も認識を発展させています。それでもまだ自民党は妨害するのか、それとも変わるのか、総理、お答えください」

レイアウト・齊藤和音